

刑事裁判の現状と課題

1 裁判員裁判の現状と課題について

- (1) 令和元年5月の裁判員制度施行10周年を機に、最高裁判所事務総局から、その成果と課題を総括した「裁判員制度10年の総括報告書」（以下「10周年報告書」といいます。）が公表されました。

これまでのところ、裁判員制度は、国民の理解と協力の下、概ね順調に運営されてきたと評価されていますが、裁判所としては、いまだ発展途上であるとの認識を持ち、絶えず運用改善に向けて取り組む必要があります。

- (2) 裁判員制度によって、刑事裁判のプラクティスは大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになりました。また、行為責任を基本とする量刑判断の枠組みが明確にされ、難解な法律概念についてその本質に立ち返った説明が試みられるなど、裁判員が実質的に意見を述べられる環境が整えられつつあります。これらの変化は、裁判員裁判に対応するための法曹三者による運用改善のための取組等の進展によるところが大きいといえます。

もともと、これまで以上に裁判員と裁判官が実質的に協働し、裁判員の視点・感覚を的確に判断内容に反映させるとの観点から、裁判官の間では、従来の判断枠組みを前提としつつ、その当てはめについて裁判員の価値判断の範囲をより広く認めることや、従前の判断枠組みにとらわれず、事案に合った形で再構築することなどが議論されています。また、公判前整理手続の長期化も従前からの課題の一つであり、令和元年に再び長期化したことから、法曹三者の間で、手続の基本的な在り方について共通認識を持つことなどに



より改善を図る必要があります。これらの課題に取り組むためには、高裁を含めた裁判所内はもとより、法曹三者においても、より実質的、実践的な意見交換を充実させていくことが期待されます。

- (3) 裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが典型的に大きい刺激証拠の取扱いについては、裁判員の負担への配慮という面のみならず、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が高まりました。また、第三者による裁判員への接触については、考えられる方策等を取りまとめて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しているところです。もっとも、裁判体の構成員等の感染症への感染のおそれを含め、十分な方策をもってしてもなお、予測できない事態が生じることは避けられませんが、そのようなときにも適切に対応できるよう、裁判部と事務局との連携を常日頃から意識しておく必要があります。
- (4) 裁判員制度施行以降、裁判員候補者の辞退率の上昇傾向、出席率の低下傾向が続いていました。このうち、出席率については、各地裁において裁判員等選任手続における運用上の工夫が実施され、平成30年以降、改善傾向が続いています。また、辞退率については、令和元年は改善の兆しが見られたほか、これまで裁判員の選任に具体的な支障が生じた例はないことも踏まえると、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすには至っていないといえます（経緯や裁判所の取組の詳細については、10周年報告書2～4頁を参照してください。）。
- (5) 裁判員制度の円滑な運営を支えてきた最も基本的な要素の一つが、裁判員制度に対する国民の理解と協力であり、今後も国民の幅広い参加を得るための努力を惜しんではなりません。協力いただける裁判員経験者による出張講義等の広報活動を積極的に行い、裁判員経験者の声を広く届けるなどの地道

な努力を続けるとともに、広報活動等を通じ様々なレベルで地域社会との接点を持ち、その実情等を踏まえながら得られた知見を制度運営全般に活かしていくことが求められます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下においては、裁判員に安心して安全に参加していただけるよう、感染拡大防止策を徹底するなどの工夫をする必要があります。

- (6) なお、裁判員裁判の取組や理念は、刑事訴訟法の本旨に立ち返ろうとするものであり、対象事件の第一審の審理のみならず、刑事裁判全体に推し及ぼされるべきものです。控訴審の在り方については、事後審の徹底という本来の趣旨を踏まえつつ、高裁・地裁の裁判官との間で議論・検討が重ねられています。また、非対象事件の審理の在り方についても、裁判員裁判のプラクティスを形式的に導入するのではなく、そのプラクティスの目的を踏まえた上で、具体的な事案においてそれを活用する必要性・相当性があるかどうかを十分に吟味する必要があります。

2 その他の刑事裁判に関する課題について

刑事裁判で問題となる事項の中には、以下のとおり、社会的な影響の大きなものが多いことから、社会の動きに常に関心を持つとともに、裁判官同士でよく議論し、その内容に応じて事務局とも連携して対応することが求められます。

(1) 適正な通訳の確保のための取組について

ア 近年、要通訳事件の数は高い水準で推移しています。また、出入国管理及び難民認定法の改正により新たな在留資格が創設されたことなどから、在留外国人の増加が見込まれています。裁判所としても、このような法廷通訳を巡る情勢に対応し、適正な通訳を担保するために、①裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現、②通訳人の数の確保、③通訳の質の確保の観点からの取組を続ける必要があります。

イ 裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現

適正な通訳を確保するには、第一審において、裁判官及び訴訟関係人が

適切な配慮に基づいた訴訟指揮及び訴訟活動を實踐し、分かりやすい審理を実現することが必須であり、裁判所及び訴訟関係人の中でその配慮の在り方等の理解が共有されていることが不可欠です。適切な通訳のための具体的な配慮の在り方等について、法曹三者と通訳人とで意見交換を行う勉強会が各地で開催されており、この取組の継続が強く期待されます。

ウ 通訳人の数の確保について

通訳人候補者名簿データベースの登録者数を充実させるための取組が重要であるところ、令和元年から、裁判官が通訳人候補者の供給源となることが期待される大学に出張して説明会を実施する取組が複数の庁で行われています。また、通訳需要の高い言語に焦点を当てた積極的な働きかけを行うことによって通訳人候補者を確保することが有益であり、昨年10月、下級裁に具体的な方法を示してそうした取組の励行を求めたところです。

今後も、各庁においてこのような取組を通じて、積極的に通訳人候補者を確保していくことが強く望まれます。

エ 通訳の質の確保について

従前から、各庁において、通訳経験の多寡等に応じた研修を実施するなどして、通訳人の能力向上に努めているところです。

また、上記データベースへの登録希望者の面接について、昨年6月から、希望者の通訳能力をより適切に審査するため、経験豊富な通訳人に希望者の通訳能力を評価してもらう運用が全国で実施されています。

(2) 令状処理に関する動向について

勾留請求や保釈請求に対する判断については、社会的な関心が高いところです。これまでも、司法研修所における研究会や各庁における議論の場において令状審査の在り方を取り上げ、裁判官同士が議論を重ねてきたところですが、令和元年以降に保釈中の被告人の逃走事案が相次いで発生したことを受け、昨年1月から2月にかけて行われた刑事事件担当裁判官協議会におい

て、逃亡防止の判断についてよりきめ細かな検討を行う必要があるとして、具体的には、保釈保証金を含む逃亡防止を担保するための保釈条件の在り方や、当事者双方と十分な意見交換を行うことにより、保釈条件を設定するために必要な情報を適切に把握することなどの審査手続の在り方等について議論がなされ、さらに、各庁でその結果を還元した上で、具体的事例を踏まえて、逃亡防止に関する議論と実践を繰り返していく必要があるとされました。今後も、令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、このような議論を継続的に幅広く行うなどしながら、引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要があります。

なお、昨年2月に開催された法制審議会総会において、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法を整備するための諮問がされ、昨年6月から、刑事法（逃走防止関係）部会において調査・審議が行われています。

(3) 性犯罪及び被害者に係る取組について

平成29年7月13日から、「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）が施行されているところ、同法律の国会審議の過程で、衆議院及び参議院の各法務委員会において、①裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等について心理学的・精神医学的知見等を踏まえた研修を行うこと、②性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において二次被害の防止に努めること等を内容とした附帯決議がなされています。従前から、司法研修所において、性犯罪を含む被害者に関する研修が行われていましたが、同附帯決議以降、毎年、刑事実務研究会で性犯罪被害をテーマとして取り上げています（なお、平成30年3月には、それまでの司法研修所の研究会における専門家の講演録等を取りまとめた「性犯罪被害者の心理等に関する参考資料（刑事裁判資料第291号）」を各庁に配布しています。）。また、昨年1月から2月にかけて行われた刑事事件担当裁判官協議会においても、性犯

罪に関する協議が行われました。さらに、各高等裁判所で毎年開催されている「犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会」においても、同附帯決議以降、各庁で、性犯罪被害者本人を講師として迎えるなどの取組がされています。

同改正法は、附則9条において、施行後3年を目処として、改正後の状況を勘案して検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずる旨のいわゆる検討条項が定められているところ、これを受けて、法務省に設置されたワーキンググループにおいて性犯罪に関する実態調査が行われ、昨年6月からは、その調査結果を踏まえ、同省に設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」において、法改正の要否等に関する議論が始まっています。

このように、この問題に対する社会の関心は極めて高い状況にあり、裁判所としても、引き続き適切な運用が求められているといえます。

(4) 秘匿、逃亡防止等について

裁判所では、秘匿情報を取り扱うことが多く、このような情報がいったん流出した場合には回復が困難ですし、庁舎内で加害事案や逃亡事案が発生した場合には、地域社会に不安を与えることとなり、いずれも国民の裁判所に対する信頼に大きな影響を与えかねません。このような事態が生じないようにするためには、裁判部と事務局とが連携し、庁として適切な事務処理態勢を構築するとともに、問題事案が発生した場合には、所長まで迅速に情報を流通させて、庁として適切な対応がとれるようにしておく必要があります。

また、個別の裁判における感染症に対する防止策や被告人の入退廷時の解錠等に関する押送職員への指示の在り方のように、裁判体がそれぞれ個別に判断すべき事項であっても、当該個別の事案における当事者・関係機関の意向だけでなく、裁判所全体の人的・物的状況や他の裁判体の事件処理に与える影響等を踏まえた上で、あらかじめ裁判所内部で十分な意見交換や検討をし、さらに、組織として関係機関と事前の調整を行う必要がある場合もある

ということを念頭に置き、個々の事件処理を行うことも重要と思われま

以上